

## 平成28年度自治基本条例検証に係る意見交換会

日時 平成28年3月12日（土） 14時～16時

場所 市役所本庁舎会議室1

コーディネーター 関東学院大学 出石 稔 教授

参加者 13名

述べられた主な意見と市の考え

	述べられた意見	意見に対する市の考え方
自治基本条例の条文に関わる事項	自治基本条例のPRが足りない。	自治基本条例の市民への周知については、毎年度、前年度の取組状況について市広報紙に掲載をしています。また、小中学校にパンフレットを配布し、条例の周知を行っています。今後も条例の周知啓発に努めてまいります。
	アクション・プランの進行管理について審議会を作ってほしい。	アクション・プランの進行管理については、現在、自治基本条例推進会議で行っているところです。
	情報共有が後ろ向きである。	市民が容易に必要な情報を得られるよう、市ホームページへの掲載、冊子、チラシの配架、ケーブルテレビ及びFMラジオを通じ情報発信を行っています。より分かりやすい情報提供のため、図表、写真の多用、表現方法、注釈の改善、高齢者及び視覚障害者への配慮、多様な伝達手段や配架場所の確保等、事案に応じ、効果的な方法で情報発信できるよう努めています。 今後も、茅ヶ崎市自治基本条例及び茅ヶ崎市情報公開条例の研修を通じて、市民との情報共有の重要性や市政情報の公開・提供に関する職員の意識啓発を図ります。
	第30条（条例の検証）について、茅ヶ崎市における自治がどの程度進んだのかの検証がなされていない。	自治基本条例に規定されている事項を具現化し、同条例を着実に推進するため、アクション・プランを作成し、毎年このプランに基づいて取組を行っています。アクション・プランに掲げられた取組についても、平成28年度に検証を行います。
	第28条の住民投票制度の検討についてはどうなったのか。	住民投票については、住民投票制度に関する基本的な考え方を平成26年2月に策定し、平成26年度は市民との意見交換会及び茅ヶ崎市住民投票制度検討委員会を開催し検討を進めてきました。 住民投票制度については、市民の間には様々な意見があり、また、茅ヶ崎市住民投票制度検討委員会においても委員の意見集約に至らなかった事項もありました。 茅ヶ崎市住民投票制度検討委員会の答申にあるとおり、制度設計のあり様によっては、住民投票制度自体の性格が異なるものになることから、今後も様々な状況を勘案し、慎重に検討を進めることとしています。

自治基本条例に関連する条例や制度に関する事項

述べられた意見	意見に対する市の考え方
市民参加条例の運用について条例施行後の運用状況は。条例についてPRが足りない。	<p>計画の策定、条例の制定の際には必ず市民参加の方法を行うことがこの条例によって規定されており、条例施行後、パブリックコメント手続で寄せられた意見の件数は増加しています。</p> <p>市民参加の取組については、6か月ごとに実績を市ホームページで公表しています。</p>
パブリックコメントについて、何をやるのか、説明が足りない。広報紙に掲載するパブリックコメントの情報が少なすぎる。	<p>市民参加条例施行後、複数の市民参加の方法の整備を行い、市民参加の機会の拡充を行っているところですが、市民の幅広い層からの参加が足りないということは課題として捉えています。</p> <p>また、パブリックコメントについては、エレベーターホールのデジタルサイネージを使用した広報など様々な媒体を使用し周知を図っているところですが、提出される意見の数については、課題があります。</p> <p>情報提供の方法については、今後パブリックコメントの広報紙への掲載方法も含め改善をしていきたいと考えています。</p>
市民参加についてPDCAサイクルに基づく運用をするべき。	<p>市民の意見がきちんと受け止められているかということについて、市民参加条例には政策提案が規定されており、条例施行後、8件の政策提案がありました。この中で、市民参加条例に基づく運用として、提案された事項について政策の改善を行うことに加え、提案者へのフィードバックが行われています。また、意見を反映できないものについても、市の考え方を説明することとしています。</p>
パブコメを自宅に送付してもらっている。送ってもらうと意見を出さなければと思う。ご自由にどうぞでは参加者は増えないと思う。	<p>参考にさせていただきます。</p>
パブリックコメントで提出した意見が反映されない。	<p>パブリックコメント手続によって提出された意見について、反映できなかった意見については、なぜ反映できないのか、市としての考え方を説明することとしています。</p>
パブコメの実施に際し、事業の内容等を全員協議会で議員へ説明しているので、同じように市民へも説明してほしい	<p>参考にさせていただきます。</p>
自治基本条例で規定されている協働とは、協働推進事業以外の協働も含まれると思う。協働推進事業が新制度になるが、どのように変わるのか。推進事業ではない協働の推進、把握、支援についてはどう考えているのか。	<p>協働推進事業以外の協働については、各課かいで行っている補助事業や事業協力なども含め、幅広い形で連携・協力している事業数を毎年度調査し、公表しているところです。しかしながら、各課かいで行っている全ての協働を詳細に把握し、支援していくことは困難であることから、協働の考え方や事業実施の際に留意すべき事項等について、さらに効果的に周知できる方法を検討していきます。協働を進めるうえでのモデルとして進めているのが協働推進事業であり、今年度募集事業から協働推進事業の位置付けや事業期間などを変更しています。応募の事業数は昨年度5団体だったものが、今年度12団体に増えています。</p>
自治基本条例の目的にある「茅ヶ崎市における自治」と第25条にある「地域の自治」の関係が正しく理解されていないと思う。問題提起としたい。	<p>参考にさせていただきます。</p>
人事評価制度に自治基本条例を載せるべき。	<p>地方自治法の改正に伴い、平成28年4月より新たな人事評価制度を導入します。職員が自治基本条例を意識して業務に当たるということは当然のこととして捉えています。マニュアル等の整備の中で参考にさせていただきます。</p>

	述べられた意見	意見に対する市の考え方
その他	まちづくりアンケートで多くの市民が防災に不安を感じているという結果がある。アンケートの意見が反映されていない。	企画経営課へ情報提供しました。
	意見交換会の参加者が少ないのは広報が足りないせいでは。	この度の意見交換会については、3月1日の広報紙でお知らせするとともに、市ホームページへの掲載、各施設でのチラシの配布を行い、周知を図ってまいりました。 検証については、平成28年度に市民アンケートの実施を予定しており、意見交換会の場にご参加いただけなかった方からもご意見をいただきたいと考えております。
	機構図と職員配置図が欲しいと思ったが、すぐわかる場所になかった。総合案内にあると案内されたが、市民が自由に取れる場所になかった。	秘書広報課へ情報提供しました。
	茅ヶ崎市市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱に条例の制定改廃について早い段階での情報提供とあるが、自分が把握している条例について載っていないものがある。	要綱の周知を徹底します。
	市民が職員の研修に参加できるようにしてほしい。	職員課へ情報提供しました。